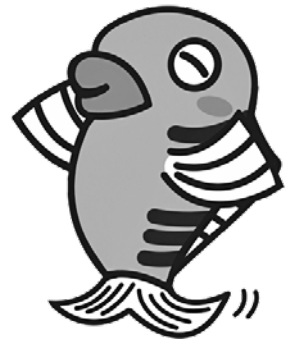


下水道への接続をお願いします

問 下水道課管理業務係 ☎95-9911

快適で住みよいまちづくりのため、公共下水道の整備と普及を進めています。公共下水道が使用できる区域に住んでいる人は、下水道への接続工事を行ってください。下水道へ接続すると、浄化槽が不用になるため、管理委託費、汚泥のくみ取り費、法定点検費、プロアーの維持費など今まで浄化槽にかかっていた費用が不要になります。



下水道への接続工事

台所やお風呂、トイレなどから出る汚水を下水道に流すための宅地内工事です。以下の順に進めて下さい。

①工事店の決定

市が指定した排水設備指定工事店から選択し、見積りを依頼してください。指定工事店は、ホームページで確認できます。見積りは2～3社から取り、決定することを勧めます。

②市へ工事申請

工事の予定期間を指定工事店と決めてください。指定工事店が市へ工事の申請をしてくれます。

③工事の検査

工事完了後に市の完了検査と下水道使用料の説明をします。原則、市職員と指定工事店、施主の立ち会いで検査します。

④下水道使用料の確認

上水道の検針は2か月に1回行います。交付する「水道使用水量等のお知らせ」で下水道使用料を確認できます。



水洗便所改造等資金融資あっせん制度

工事費用が一度に皆さんの負担とならないよう、金融機関から無利子で工事資金の融資を受けられる制度です（利子分は市が負担）。なお、連帯保証人など、市や金融機関が定める条件があります。

対象工事 くみ取り便所を水洗便所に改造したり、浄化槽を廃止して排水設備を下水道へ接続する工事

対象者 下水道が使用できることとなった日から3年以内の区域にある建築物の所有者

融資限度額 80万円／1か所（2か所以上の場合は100万円）

返済方法 融資を受けた月の翌月から60か月以内の元金均等月賦償還（例：60万円の場合、1万円／月を60回払い）

申 指定工事店を通じて下水道課管理業務係

雨水貯留浸透施設設置事業補助金制度

下水道に接続することで、不用となった浄化槽を雨水貯留槽に転用する工事や、雨水の流出を抑えるための施設を設置する場合に補助金を交付します。雨水貯留槽は庭木の散水などに利用でき、水道料金・下水道使用料の節約になります。

対 ①浄化槽転用貯留槽②雨水貯留槽（80ℓ以上）③雨水浸透ます④雨水浸透管⑤雨水浸透側溝⑥透水性舗装

¥ ①工事費の3分の2（限度額75,000円）②～⑥工事費の2分の1（いずれも限度額あり）

申 工事をする前に、指定工事店を通じて又は直接下水道課管理業務係

